

森林土木工事共通仕様書（令和8年4月1日適用）主な改定内容

6-1

続-章-節-項	主な改定内容	頁 (見え消し版)
2-2-4-1 一般事項	<p>1 一般事項 工事に使用する木材は、有害な腐れ、割れ、<u>曲がり、空洞等</u>の欠陥のないものとする。</p> <p>下線部追記</p>	216
2-2-4-2 木材保存剤の品質	<p><u>1 受注者は、防腐処理を施した木材を工事に使用する場合は、設計図書によるものとする。</u></p> <p><u>2 防腐・防蟻処理に使用する木材保存剤は、人体への安全性及び環境への影響について配慮され、かつ、JIS K 1570（木材保存剤）に定められた品質に適合するものとする。</u></p> <p><u>3 木材の防腐・防蟻処理は、2の木材保存剤を使用し、JIS K 1571（木材保存剤－性能基準及びその試験方法）に定められた性能基準を満たす処理を行うものとする。</u></p> <p>下線部追記</p>	218
2-2-4-3 合板型枠	<p>1 受注者は、環境負荷の低減を促進するとともに、森林土木工事における木材利用推進のため、間伐材や合法性が証明された<u>県産木材等</u>を使用した合板型枠の<u>利用を推進を使用</u>するものとする。</p> <p><u>ただし、製品の調達が困難な場合等やむを得ない場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。</u></p> <p>下線部追記</p>	218
2-2-4-4 構造用大断面集成材	<p><u>橋梁等に使用する構造用大断面集成材は、JAS規格品とする。</u></p> <p>下線部追記</p>	218
2-2-4-5 現地発生間伐材	<p><u>受注者は、現地発生の間伐材を使用する場合には、品質・形状等について、監督員と協議しなければならない。</u></p> <p>下線部追記</p>	218
2-2-4-7 杭木等	<p><u>1 杭木の規格</u> 設計図書に示めされていない場合には、末口径10～12 cm程度の皮剥丸太とする。</p> <p><u>2 杭木の先端</u> 杭木の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは、径の1.5倍程度としなければならない。</p> <p><u>3 横木</u> 丸太柵工及び丸太筋工に使用する横木は、設計図書に示めされていない場合には、末口径10～12 cm で、長さ2.0 mの皮剥丸太とする。</p> <p>下線部追記</p>	218
2-2-4-8 製材品	<p><u>製材品の品質は、設計図書に示されている場合を除き、針葉樹の構造用製材の日本農林規格（以下「製材JAS」という。）2級又はそれ以上とする。</u></p> <p>下線部追記</p>	218

続-章-節-項	主な改定内容	頁 (見え消し版)
<p>2-2-4-9 集成材</p>	<p>1 集成材の規格 構造用部材として使用する集成材は、設計図書に示されている場合を除き、構造用集成材の日本農林規格（以下「集成材 JAS」という。）に適合するものでなければならない。</p> <p>2 接着剤 集成材を製造するために用いる接着剤は、レゾルシノール系樹脂を用い、その接着性能は集成材 JAS 第3条に規定する接着の程度に関する基準に適合しなければならない。</p> <p>下線部追記</p>	<p>218</p>
<p>2-2-4-10 加圧注入による 集成材の防腐処理</p>	<p>1 加圧注入による集成材の防腐処理 受注者は、加圧注入による集成材の防腐処理について、設計図書によるものとするが、ラミナの段階で防腐処理を行う部材について、以下の薬剤を JIS A 9002（木材の加圧式防腐処理方法、以下、「JIS A 9002」という。）に示す方法で加圧注入して、防腐処理をしなければならない。</p> <p>1) ナフテン酸銅（乳剤） 2) ナフテン酸亜鉛（乳剤） 3) アルキルアンモニウム化合物系 4) 銅、ホウ酸及びアゾール系</p> <p>2 防腐処理を行う部材 受注者は、集成材の段階で防腐処理を行う部材について、下記の事項に示す方法で防腐処理を行わなければならない。</p> <p>1) クレオソート油、ナフテン酸亜鉛（油剤）又はナフテン酸銅（油剤）を JIS A9002 に示す方法で加圧注入する。 2) 加圧注入は、原則として切削、穿孔などの加工を施した後に実施しなければならない。</p> <p>下線部追記</p>	<p>219</p>
<p>2-2-4-11 加圧注入による製材 の防腐処理</p>	<p>1 加圧注入による製材の防腐処理 受注者は、加圧注入による製材の防腐処理について、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合には、以下の薬剤を JIS A 9002 に示す方法で加圧注入しなければならない。</p> <p>1) ナフテン酸銅（乳剤又は油剤） 2) ナフテン酸亜鉛（乳剤又は油剤） 3) アルキルアンモニウム化合物系 4) 銅、アルキルアンモニウム化合物系 5) パーサチック酸亜鉛、ビレスロイド系 6) 銅、ホウ酸、アゾール系 7) プロペタンホス、アゾール系 8) ホウ酸、アルキルアンモニウム化合物系 9) クレオソート油</p> <p>下線部追記</p>	<p>219</p>

続-章-節-項	主な改定内容	頁 (見え消し版)
2-2-4-12 塗布による木材の 防腐処理	<p><u>1 塗布による木材の防腐処理</u> 受注者は、設計図書により、加圧注入による防腐処理を行うこととされている木材について、加圧注入による防腐処理を行った後やむを得ず切削又は穿孔を行った場合には、その部分に防腐薬剤を塗布又は吹付けなければならない。 また、受注者は、塗布又は吹付けにあたり、2回以上繰り返さなければならない。</p> <p><u>2 防腐薬剤</u> 受注者は、前項の防腐薬剤について、社団法人日本木材保存協会が認定した表面処理木材防腐・防蟻剤とするものとする。</p> <p>下線部追記</p>	219
3-1-1-1 適用工種	<p>本章は、治山工事における伐開除根等、掘削工及び残土処理、床掘り及び埋戻し、盛土工、基礎工、石積（張）工及びコンクリートブロック積（張）工、鉄線かご工、<u>木製枠工</u>、矢板工、管渠工、枠工、鋼製柵工、金網張工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>下線部追記</p>	237
3-1-9-3 詰石	<p><u>2 受注者は、詰石に当たっては、中詰石材の漏れ防止のため外まわりに大きい石を選び、かごの先端から逐次丁寧に詰め込むものとし、かごに損傷を与えるような詰め方をしてはならない。</u></p> <p><u>3 受注者は、網目から中詰石材が漏出する恐れがある場合には、網目から漏出しない処置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 受注者は、背面・側面部に吸出防止材を施工しなければならない。吸出防止材の重ね幅は10cm以上で、流水や土砂でめくれないように横使いとし、上列が外側となるよう重ねなければならない。</u></p> <p><u>なお、底面部は現場状況により施工するものとし、底面に施工した吸出防止材は、必要により前面に施工した吸出防止材及び背面に施工した吸出防止材を重ね幅10cm以上で覆わなければならない。</u></p> <p>下線部追記</p>	242
3-1-10-1 一般事項	<p>本節は、木製枠工として据付け、詰石その他これらに類する工種について定める。</p> <p>下線部追記</p>	242
3-1-10-2 材料	<p>使用する木材の材料は、以下の規定による。</p> <p><u>1 注入前処理として、インサイジング処理及び深浸潤特殊・圧縮処理加工を行うものとする。</u></p> <p><u>2 加圧注入処理方法は、JIS A 9002による。</u></p> <p><u>3 保存処理薬剤は、JIS K 1570の規定によるものとし、保存処理品質規格は、JASに規定する性能区分K4相当とする。</u></p> <p><u>4 受注者は、防腐・防蟻処理証明書及び10年間の防腐・防蟻品質保証証明書を保管し、工事完成時に提出するものとする。</u></p> <p>下線部追記</p>	243
3-1-10-3 据付け	<p><u>1 受注者は、木製枠工の施工に当たっては、丁張を施し、基礎地盤は波を打たないよう平たんに仕上げなければならない。</u></p> <p><u>2 受注者は、盛土若しくは埋立て箇所又は地盤軟弱箇所に設置する場合は、特に施工後沈下することのないよう必要に応じて監督員等と協議し、敷砂利等で床拵えの後、施工しなければならない。</u></p> <p><u>3 受注者は、布設に当たっては、所定の間隔に木製枠の位置を定め、詰石に際しては、法肩及び法尻の屈折部が偏平にならないように留意しなければならない。</u></p> <p>下線部追記</p>	243

続-章-節-項	主な改定内容	頁 (見え消し版)
<p>3-1-10-4 中詰（詰石）</p>	<p>1 詰石は、設計図書に記載の規格のもので、品質については第2編第2章第2節石によるものとする。</p> <p>2 受注者は、枠内中詰石材（礫、ぐり石等）投入の際には、木製枠に直接詰石、建設機械等が衝突し、木材を損傷させないようにしなければならない。</p> <p>3 受注者は、中詰石材（礫、ぐり石等）を詰めるに当たっては、中詰石材の漏れ防止のため外まわりに大きい石を選び、木製枠の先端から逐次丁寧に詰め込むものとし、木製枠に損傷を与えるような詰め方をしてはならない。なお、中詰石材の単位体積重量が得られるように詰めなければならない。</p> <p>4 受注者は、中詰めには土砂を混入させてはならない。また、木製枠工の背面は、良質の土砂等で埋め戻さなければならない。</p> <p>5 受注者は、背面・側面部に吸出防止材を施工しなければならない。吸出防止材の重ね幅は10cm以上で、流水や土砂でめくれないように横使いとし、上列が外側となるよう重ねなければならない。</p> <p>なお、底面部は現場状況により施工するものとし、底面に施工した吸出防止材は、必要により前面に施工した吸出防止材及び背面に施工した吸出防止材を重ね幅10cm以上で覆わなければならない。</p> <p>下線部追記</p>	<p>243</p>
<p>3-1-10-5 中詰（土砂）</p>	<p>1 受注者は、中詰材料が土砂の場合、中詰めに使用する材料について、施工前に土粒子の密度試験を行い、監督員にその報告書を提出しなければならない。また、木製枠工の背面は、中詰材料と同等以上の材料で埋め戻さなければならない。</p> <p>なお、報告書の結果が中詰材料として適合しない場合は発注者と協議をすること。</p> <p>2 木製枠工に植生シート材等を設置する場合は、内側に設置するものとし、中詰材料の土砂が流出しないようにしなければならない。</p> <p>3 受注者は、土砂の中詰作業は、木製枠ごとに設計で用いた中詰材料の単位体積重量が得られるように締め固めをしながら詰めなければならない。</p> <p>4 受注者は、背面・側面部に吸出防止材を施工しなければならない。吸出防止材の重ね幅は10cm以上で、土砂等でめくれないように横使いとし、上列が外側となるよう重ねなければならない。</p> <p>なお、底面部は現場状況により施工するものとし、底面に施工した吸出防止材は、必要により前面に施工した吸出防止材及び背面に施工した吸出防止材を重ね幅10cm以上で覆わなければならない。</p> <p>下線部追記</p>	<p>243-244</p>
<p>3-3-7-1 一般事項</p>	<p>本節は、木製治山ダム工として、作業土工（床掘り・埋戻し）、床掘り土砂の処理、基礎工の施工、木製ダム本体工、校倉式木製ダム本体工、木製側壁工、間詰工及び袖かくし、木製水叩工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>下線部追記</p>	<p>251</p>
<p>3-3-7-2 材料</p>	<p>3 3-3-7-7 校倉式木製ダム本体工に使用する木材は、注入前処理として、深浸潤特殊・圧縮処理加工を行うものとする。</p> <p>加圧注入処理方法はJIS A 9002、保存処理薬剤はJIS K 1570の規定によるものとし、保存処理品質規格は、JASに規定する4相当とする。</p> <p>受注者は、防腐・防蟻処理証明書及び10年間の防腐・防蟻品質保証証明書を保管し、工事完成時に提出するものとする。</p> <p>5 木材の仕様、中詰石材（礫、ぐり石等）の寸法、質量及び比重、その他使用する材料は、設計図書によるものとするほか、中詰石材が木材の隙間からこぼれ落ちないものを用いなければならない。</p> <p>下線部追記</p>	<p>252</p>

続-章-節-項	主な改定内容	頁 (見え消し版)
<p>3-3-7-7 校倉式木製ダム本体工</p>	<p>1 受注者は、壁材、控材の組立ては、設計図書によるものとし、各部材に無理な力がかからないように法尻から順序よく施工しなければならない。</p> <p>2 受注者は、枠内中詰石材（礫、ぐり石等）投入の際には、部材に直接詰石、建設機械等が衝突し、木材を損傷させないようにしなければならない。</p> <p>3 受注者は、中詰石材（礫、ぐり石等）を詰めるに当たっては、中詰石材の漏れ防止のため外まわりに大きい石を選び、先端から逐次丁寧に詰め込むものとし、部材に損傷を与えるような詰め方をしてはならない。なお、中詰めには土砂を混入してはならない。</p> <p>4 受注者は、中詰石材（礫、ぐり石等）を詰める作業をできるだけ木材の組立と並行して層ごとに行い、中詰石材の単位体積重量が得られるように詰めなければならない。</p> <p>5 受注者は、必要により本体工背面と側面に吸出防止材を施工する場合には、吸出防止材の重ね幅は10cm以上で、流水や土砂でめくれないように横使いとし、上列が外側となるよう重ねなければならない。</p> <p>下線部追記</p>	<p>253</p>
<p>3-4-3-8 木製護岸工</p>	<p>1 木製護岸工の施工については、第3編3-1-10-1から3-1-10-4木製枠工、3-5-6-7 校倉式木製土留工の1から6、10の規定による。</p> <p>2 受注者は、護岸工前面の埋戻し位置まで吸出防止材を施工する。</p> <p>なお、底面部は現場状況により施工するものとし、前面及び背面に施工した吸出防止材を重ね幅10cm以上で覆わなければならない。また、縦断方向の吸出防止材の重ね幅も10cm以上とするが、流水等の影響を受けないよう上流側を上にして重ねなければならない。</p> <p>下線部追記</p>	<p>256-257</p>
<p>3-4-4-4 床固本体工</p>	<p>床固本体工の施工については、第3編3-3-5-4コンクリート治山ダム本体工、3-3-7-1から3-3-7-7木製治山ダム工の規定による。</p> <p>下線部追記</p>	<p>257</p>
<p>3-4-4-5 垂直壁工</p>	<p>垂直壁工の施工については、第3編3-3-5-4コンクリート治山ダム本体工、3-3-7-1から3-3-7-7木製治山ダム工の規定による。</p> <p>下線部追記</p>	<p>257</p>
<p>3-5-6-1 一般事項</p>	<p>1 適用工種 本節は、土留工として、作業土工（床掘り、埋戻し）、コンクリート土留工、鉄筋コンクリート土留工、石積及びコンクリートブロック積土留工、丸太積土留工、校倉式木製土留工、コンクリート板土留工、鉄製枠土留工、土のう積土留工、既製杭工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>下線部追記</p>	<p>260</p>
<p>3-5-6-7 校倉式木製土留工</p>	<p>1 使用する木材の材料は、注入前処理として、深浸潤特殊・圧縮処理加工を行うものとする。加圧注入処理方法はJIS A 9002、保存処理薬剤はJIS K 1570の規定によるものとし、保存処理品質規格は、JASに規定する性能区分K4相当とする。</p> <p>受注者は、防腐・防蟻処理証明書及び10年間の防腐・防蟻品質保証証明書を保管し、工事完成時に提出するものとする。</p> <p>2 受注者は、壁材、控材の組立ては、設計図書によるものとし、各部材に無理な力がかからないように法尻から順序よく施工しなければならない。</p> <p>3 受注者は、中詰材料が石材（礫、ぐり石等）の場合、枠内中詰石材投入の際には、部材に直接詰石、建設機械等が衝突し、木材を損傷させないようにしなければならない。</p> <p>4 詰石は、設計図書に記載の規格のもので、品質については第2編第2章第2節石によるものとする。</p> <p>5 受注者は、中詰石材（礫、ぐり石等）を詰めるに当たっては、中詰石材の漏れ防止のため外まわりに大きい石を選び、先端から逐次丁寧に詰め込むものとし、部材に損傷を与えるような詰め方をしてはならない。なお、中詰めには土砂を混入させてはならない。また、木製校倉式土留工の背面は、良質の土砂等で埋め戻さなければならない。</p>	<p>261-262</p>

続-章-節-項	主な改定内容	頁 (見え消し版)
<p>3-5-6-7 校倉式木製土留工</p>	<p>6 受注者は、中詰石材（礫、ぐり石等）を詰める作業をできるだけ木材の組立と並行して層ごとに行い、中詰石材の単位体積重量が得られるように詰めなければならない。</p> <p>7 受注者は、中詰材料が土砂の場合、中詰めに使用する材料について、施工前に土粒子の密度試験を行い、監督員にその報告書を提出しなければならない。また、木製校倉式土留工の背面は、中詰材料と同等以上の材料で埋め戻さなければならない。</p> <p>なお、報告書の結果が中詰材料として適合しない場合は発注者と協議をすること。</p> <p>8 木製校倉式土留工に植生シート材等を設置する場合は、内側に設置するものとし、中詰材料の土砂が流出しないようにしなければならない。</p> <p>9 受注者は、土砂の中詰作業は、できるだけ木材の組立と並行して行い、設計で用いた中詰材料の単位体積重量が得られるように締固めをしながら詰めなければならない。</p> <p>10 受注者は、背面・側面部に吸出防止材を施工しなければならない。吸出防止材の重ね幅は10cm以上で、流水や土砂がめくれないように横使いとし、上列が外側となるよう重ねなければならない。</p> <p>なお、底面部は現場状況により施工するものとし、底面に施工した吸出防止材は、背面に施工した吸出防止材を重ね幅10cm以上で覆わなければならない。</p> <p>下線部追記</p>	<p>261-262</p>
<p>3-5-12-4 丸太筋工</p>	<p>1 受注者は、丸太筋工は、丸太を、元口、末口を交互に積み重ね、その背後に埋め土を行い、丸太の間には、雑草株を植え付けヤナギ、ウツギ等を挿し込むなどして仕上げなければならない。</p> <p>2 受注者は、横木が1本の丸太筋工を千鳥配置で施工する場合には、横木の両端部に杭を打ち込み、固定しなければならない。また、横木に接合部が生じる場合には、横木の並びが通るように配置し、杭の間隔を2m以内で打ち込み、固定しなければならない。</p> <p>下線部追記</p>	<p>268</p>